

マナーアップ大和路2024 ～交通安全「やまとじ」の実践～

夜間に目立つ反射材、前照灯の早め点灯と上向き点灯

や

反射材を付けている部分は、自動車から見ると光っているように見え、運転手から見つけてもらいやすくなります。運転手から見て反射材を活用している歩行者は、していない歩行者に比べて、2倍以上手前で発見できると言われています。歩行者は明るい服装や**反射材**を、運転手は**ハイビーム**（上向き）を活用して交通事故に気をつけましょう。



待った、飲酒運転。ハンドルキーパーで安全・安心

ま

/// 飲酒運転絶対あかん! ///

飲んだら運転しない!

酒酔い運転: 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
酒気帯び運転: 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

飲んだ人に車を貸さない!

車を貸した人は、5年(3年)以下の懲役または100万円(50万円)以下の罰金

運転する人に飲ませない!

酒類を飲ませた人は、3年(2年)以下の懲役または50万円(30万円)以下の罰金

飲んだ人に運転させない!

同乗した人は、3年(2年)以下の懲役または50万円(30万円)以下の罰金

()内は酒気帯び運転の場合

● ハンドルキーパー運動

車で飲食店に行き、飲酒する時にお酒を飲まない人を決めておき、仲間を安全に自宅まで送り届ける運動です。

● 県下の飲酒運転の状況（令和5年中）

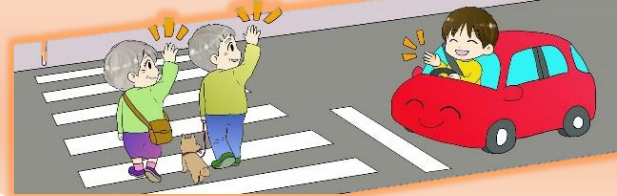
- 飲酒運転による交通事故(自転車を含む)件数: **24件**
(うち交通死亡事故1件・死者1人)
- 飲酒運転検挙数(周辺罪含む): **254件**
- 行政処分(飲酒運転)決定人数 免許取消: **184人** 免許停止: **30人**



止まってゆずろう、横断歩道は歩行者優先

● あなたは大丈夫ですか??

横断歩道で横断しようとしている人や横断中の人がいるのに停止しないなど、歩行者の通行を妨害した場合、**横断歩行者等妨害等違反**として検挙の対象となります。



● 「渡るなら、Let's Sign」実践運動の推進

歩行者が道路を横断する場合、近くの前断歩道を利用するなどといった交通ルールの周知に加え、

- 手をあげるなどして運転者に横断する意思を明確に伝えること
- 安全を確認してから横断すること
- 横断中も周りに気を付けること
- 渡り終えたら運転者にお礼(会釈等)をすること等を促し、「自らの安全を守るための交通行動」を定着させるもの。

自転車は車の仲間、ルールを守って安全運転

● 自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用

● ヘルメットを着用しよう

道路交通法改正により、**全ての年齢層**の自転車利用者に対して、**乗車用ヘルメットの着用が努力義務**とされました。



● 特定小型原動機付自転車のルールは大丈夫ですか?

- ① 運転免許不要(16歳未満は運転禁止)
- ② 電動車でナンバーが必要
- ③ 自賠責保険の加入が必要
- ④ 最高速度は時速20km以下
- ⑤ 原則車道通行
- ⑥ 乗車用ヘルメットの着用努力義務

奈良県警察HP



交通違反は検挙されます。
例外的に最高速度表示灯(緑色)が点滅し最高速度6km以下に設定のときは、「普通自転車等及び歩行者等専用」の標識がある歩道を通行できます。
詳しくは奈良県警察HPへ QRコードでアクセスを!

● SNSを活用した交通安全情報の発信

県警察では、交通事故防止を目的として、交通安全教育動画の配信など、あらゆる媒体を利用して皆さまの安全を守るための情報を発信しています。是非ご確認ください。



奈良県警察 YouTube

